

第2回定例教育委員会会議録

1 日程 平成30年8月20日(月)

2 場所 藤井寺市柏原市学校給食組合会議室

3 案件

- 会議録署名委員の指定について
- 前回第1回定例教育委員会会議録の承認について

(1) 議決事項

議案第2号 評価委員の選任について

議案第3号 平成29年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について

議案第4号 学校給食費の改定について(案)

(2) 報告事項

報告第3号 平成30年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算について

報告第4号 給食会理事会役員及び各委員会委員の報告について

(3) その他

- ・ 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書(案)について
- ・ 学校給食費の滞納対策について

4 出席者

教育長	多田 実
委員	藤本 英生
委員	山崎 裕行
委員	新子 寿一

5 欠席者

委員	桑野 聡史
----	-------

6 市教育委員会事務局出席者 藤井寺市教育委員会事務局 学校教育課長代理
柏原市教育委員会事務局 学務課長

7 事務局出席者 給食課長

給食課長代理
給食課主幹
給食課庶務係長
給食課副主査

午前9時55分 委員会開会を宣して日程に入る。

○給食課長

皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しい中、お越しいただきまして誠にありがとうございます。平素は学校給食に多大なご協力・ご理解を賜りまして厚く御礼申し上げます。

それでは、第2回定例教育委員会会議の開催に先立ちまして、本日の委員の欠席者についてご報告させていただきます。糸野委員でございますが、朝お電話いただきまして、急な会議が入られたということでご欠席されておられます。また、本日の傍聴者のご報告をさせていただきます。藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会傍聴人規則に基づき公開しておりますが、本日は傍聴希望者がおられませんでした。

続きまして、本日の配布資料のご確認をさせていただきます。第2回定例教育委員会会議次第、前回第1回定例教育委員会会議録の写し、資料1「評価委員の選任の案」、資料2「会計決算書第47期」、資料3「学校給食費改定について(案)」、資料4「平成30年度学校給食組合補正予算書」、資料5「藤井寺市柏原市学校給食会役員名簿」、資料6「教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)」、資料7「給食費滞納・納入年度別一覧表」でございます。資料の方はそろっておりますでしょうか。よろしくお願いいたします。

なお、この会議の内容につきましては、議事録を作成して公表することになっており、録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、多田教育長よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、ただいまから第2回定例教育委員会会議を開会させていただきます。

大変暑い夏でございます。夏期休業中も熱中症が大変心配でした。最近、朝は少し秋の気配がしてきましたが、昼は暑くなっております。委員の皆さんも体調管理にはどうかお気をつけください。間もなく9月5日から給食が再開されますので、安心安全でおいしい給食を目指して、気を引き締めて取り組んで参りたいと思います。

まず教育委員会委員の交代のご報告をさせていただきます。これまで本教育委員会の委員としてご尽力いただいております吉原委員が、平成30年3月31日付で柏原市教育委員会教育長、また本組合教育委員会委員を辞職されました。その後任として、同年4月1日から柏原市教育委員会教育長となりました新子寿一氏が、本日、ご出席くださっております。新子氏は、柏原市の中学校の教員として、また柏原市教育委

員会指導主事として、さらに中学校の校長を歴任されて退職された後、この3月まで柏原市教育委員会の教育研究所で相談員をされておられました。去る6月8日に開催されました平成30年藤井寺市柏原市学校給食組合議会第1回臨時会におきましてご同意をいただき、同日、管理者より本教育委員会委員に任命されました。

ここで、新子委員に就任のご挨拶を賜りたいと思います。新子委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育委員

改めまして、おはようございます。ご紹介をいただきました新子でございます。給食に関しましては、中学校畑だったので、最後の退職する年度に1年間、中学校給食の経験をさせていただきました。元々は、中学校の歴史というか、私自身も古い人間ですので、中学校の子供達はしっかりと親が愛情を持って作られたお弁当をありがたく食するものと思っておりました。いざ給食が始まってみると、元々おいしいと聞いておりましたが、子供達の喜び、反対していた教師達の喜びを見させていただきました。このような給食に関する会議は1年間、校長として参加させていただきました。組合教育委員会の委員になりまして、給食センターが目指される子供達の健やかな成長のために、安心安全で栄養価の高くおいしい給食を提供していただくため、その一旦を担えるように努力して参ります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長

ありがとうございました。新子委員は本日が初めての教育委員会会議になりますので、我々も簡単に自己紹介をさせていただきたいと思います。

<出席者が順番に自己紹介>

○教育長

ありがとうございました。それでは、ただいまより案件に入らせていただきます。

本日の会議日程は、お手元に配布されている案件の通りでございます。議決事項が3件、報告事項が2件、その他2件でございます。内容が豊富だと思いますので、円滑な審議、ご決定を賜りたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは次第に従って進めさせていただきます。本日の「会議録の署名委員について」でございますが、「山崎委員」よろしくお願ひいたします。

続きまして、前回「第1回定例教育委員会会議の会議録の承認について」でございます。お目通しをしていただいていると思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございます。承認いたします。

それでは次第に従って進めてまいります。お手元の会議次第（１）議決事項、議案第２号「評価委員の選任について」事務局、説明をお願いします。

○給食課庶務係長

それでは、議案第２号「評価委員の選任について」ご説明させていただきます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、学識経験者の知見を活かして点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが定められております。対象年度：平成２９年度の事務事業の点検・評価につきまして、平成３０年度評価委員の選任をお願いするものでございます。

資料１として、経歴書を付けさせていただいております。眞木優子先生は、藤井寺市にありました大阪女子短期大学で准教授をされたのち、平成２９年４月からは園田学園女子大学短期大学部生活文化学科准教授として勤務されておられます。昨年度は組合教育委員会といたしまして初めての点検・評価であり、眞木先生に評価委員をお願いいたしました。大変貴重なご意見、ご指摘をいただき、事務事業の見直し、また推進をさせていただいているところであり、これらの継続した取り組みが必要であると考えておりますことから、引き続き眞木先生に評価委員をお願いしたいと考えているところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○教育長

今、説明がありましたように、教育委員会の事務事業の点検・評価にあたり、学識経験者の評価委員を選出するという必要がございます。以前は大阪女子短期大学の生活科学科におられ、色々と実績を積まれておられます。私どもも地元ということで、児童生徒の交流ということもあり、いろいろご指導もいただいた先生でございます。昨年度も初めて評価委員をお願いいたしまして、さまざまご指導賜りました。給食センターについて大変よくご理解いただき、適切なお意見を賜ったと考えております。平成３０年度も評価委員としてお願いするというものでございます。後ほど資料６につきまして、対象年度：平成２９年度教育委員会点検・評価に関する報告書の内容もご説明させていただきますが、そのことに関してご意見を賜るというものでございます。何かこの点でご質問・ご意見等ございますでしょうか。資料１には経歴等が示されております。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは、今年度も評価委員を眞木先生にお願いすることについて承認といたします。

続きまして、議案第3号「平成29年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」事務局、説明をお願いします。

○給食課長代理

それでは、議案第3号「平成29年度給食会会計決算認定及び当期末処理金の処分について」ご説明させていただきます。お手元にお配りしております資料2「会計決算書第47期」をご覧ください。

表紙をおめくりください。左側には「藤井寺市柏原市学校給食会事業報告書」を記載しております。右側のページをご覧ください。平成29年度の会計決算につきましては、平成30年6月5日に会計監査を受けまして、全て正確にして相違ないことを認めていただきました。

1ページの「収支計算書」から説明させていただきます。まず、「収入の部」から説明いたします。「給食事業収入」といたしまして、4億5,382万6,116円でございます。4ページに「給食事業収入明細書」を付けております。1ページに戻っていただきまして、次に「給食事業外収入」ですが、11万383円でございます。内訳の延滞金1,529円につきましては、平成29年度、給食費の滞納者に対しまして、支払督促申立により法的措置を実施したことに伴い、支払われました滞納給食費に対する延滞金でございます。以上の「給食事業収入」と「給食事業外収入」の合計4億5,393万6,499円が平成29年度の収入でございます。平成28年度と比較しまして、特に大きな変化はございません。

続きまして右側の「支出の部」ですが、「給食事業費用」といたしまして、4億5,404万2,358円でございます。5ページに「給食材料費明細書」を付けております。1ページに戻っていただきまして、次の「給食事業外費用」ですが、20万7,186円でございます。6ページに「給食事業外費用明細書」を付けております。こちらにつきましても、特に大きな変化はございません。

以上、収入の合計から支出の合計を差引しますと、31万3,045円の欠損金となりました。2学期の後半から3学期にかけて、野菜がかなり高騰する中で、必要な量や栄養価を考慮しながら、3月の献立のほぼ全ての日を微調整しまして、およそ4億5千万円の事業費からいたしますと、何とか誤差の範囲で抑えることができたと考えております。なお、マイナスの31万円には、平成30年度用として給食センターに備蓄しております非常災害時用のふりかけとジャムの購入費用といたしまして約36万円分を含んでおりますので、実質的にはほぼ収入に見合った支出となっております。

続きまして2ページの「貸借対照表」でございます。左側の「資産の部」ですが、「現金預金」といたしまして、2,956万4,912円でございます。7ページに「現金預金明細書」を付けております。2ページに戻っていただきまして、「未収金」でございますが、194万9,852円でございます。各学校か

ら給食会への給食費の納入につきましては、ご家庭から学校に入金された金額だけを振り込むことになっておりまして、まだ入金されていない学校が管理している金額でございます。次の「立替金」でございますが、327万5,743円でございます。給食費を4ヶ月以上滞納している保護者につきましては、給食費の回収事務が、学校から給食会に移管され、滞納給食費も給食会で一時立て替えることとなります。以上、「資産の部」合計で3,479万507円となっております。

続きまして右側の「負債の部」ですが、「未払金」といたしまして3,080万5,201円でございます。8ページに「未払金明細書」を付けております。2ページに戻っていただきまして、「前期繰越剰余金」でございますが、429万8,351円となっております。さきほどご説明いたしました当期の欠損が、31万3,045円となり、これらを合計いたしまして、負債の部の合計が3,479万507円となっております。

続きまして3ページですが、「剰余金処分計算書」を付けております。「1. 前期繰越剰余金」が、429万8,351円、「2. 当期末処理欠損金」が、31万3,045円、この欠損金を引きました398万5,306円を、次期繰越剰余金として処分させていただきたいと考えております。

この「給食会決算認定及び当期末処理金の処分」につきましては、7月11日に開催されました第2回給食会理事会におきまして報告し、了承をいただきました。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいま事務局より説明がありました。内容について、全般にわたって何かご質問ご意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。

まずこの冊子に従いますと、6月5日に会計監査を受けているということでございます。1ページの収支決算書につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。欠損金31万3,045円とありますが、これについては想定していた以上の野菜の高騰ということも報道等でもございました。そのあたりの対応について、いろいろとご苦労されたということでございます。また非常災害時用に備蓄しているジャムやふりかけに要する費用36万円も含んだ金額ということですので、実質、赤字と考えなくても良いといえるのではないかと思います。

次の2ページですが、貸借対照表の説明がございました。「資産の部」の現金預金は通帳に確かに示されております。未収金はまだ未払いで学校が管理する部分、立替金は4ヶ月以上経って給食センターで管理する部分ということですが、合計して約500万円でございます。実質的にお金としてまだ入ってきていないもので、これも資産になるという説明がございました。前期繰越金が429万8,351円、ここから欠損金を差し引きして、負債資産を合わせているということでございます。

3ページでは前期繰越金から欠損金31万3,045円を差し引いた398万5,306円を次期剰余金にしたいというご提案がございました。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは特に異議がないということですので、提案通り承認といたします。

続きまして、議案第4号「学校給食費改定について（案）」事務局、説明をお願いします。

○給食課長

それでは、議案第4号「学校給食費改定について（案）」につきましてご説明させていただきます。資料3「学校給食費の改定について（案）」をご覧ください。

給食センターにおきましては、安心安全な学校給食をめざし、学校給食会の役員の方々とは一丸となって、より安全でより良い食材をより安く調達するべく、さまざまな工夫や努力を日々試みております。さらに、「おいしい」とのご意見も多数いただいております、それを励みにさらに頑張っているところでございます。しかしながら、この数年の間に、給食の基幹物資であります主食のごはんやパン、牛乳の価格が上昇したことによりまして、副食費用のおかず代を事実上減額することで、毎日の給食を提供している状況でございます。近年の異常気象等によりまして、野菜や魚介類が例年の市場価格の数倍に高騰する状況が発生し、また副食の食材料費の上昇も見られる中、その都度コストを考えたグラム単位の微妙な調整、高騰していない食材に変更するなど献立の工夫により対応しておりますが、使用食材の種類や献立の幅が狭まり、バラエティに富んだ給食の提供が困難な状況になってきております。

これまで学校給食会では、消費税の導入や税率の改定に伴い、また給食回数の増加等によりまして、給食費の改定を行ってまいりましたが、一方で、給食費の改定を行わず、給食回数を減らすことで対応してきた経緯もございます。小中学校の教育課程の現状に鑑みますと、給食回数を減らすことは困難と考えますものの、現在の給食費では、国産品を基本といたします食材の調達、献立の多様性や質、そして児童生徒の成長に必要な栄養価を確保することが極めて難しい状況であり、安心安全で栄養バランスのとれた魅力ある給食の提供が限界に近づいている状況となっており、給食費の改定が不可避であると考えております。

改定方針といたしましては、資料3中ほど下に掲げております4項目を引き続き維持する学校給食の円滑な提供を実現するうえでの必要最小限の改定と考えております。

資料3の2ページにつきまして、改定金額及び実施時期でございますが、後ほど添付資料にてご説明させていただきますが、現行の給食費で始まりました平成26年度の小学校中学年の献立と、同じ献立を平成30年度に作った場合には、平均しますと1食あたり21円57銭がさらに必要となります。これは、小学校の給食実施回数178回で換算いたしますと年間3,839円の増となり、月額換算では349円となりますので、月額あたり350円の増額改定が必要であると考えております。なお、試算は小学校中学年の分量

にて行っておりますが、小学校の他の学年につきましても、給食費の幅が小さいため、同額の改定350円としたいと考えております。ただし、中学生につきましては、小学校の給食費とのかい離が大きいため、小学校中学年の改定率と同率と考えますと、395円の増となりますので、月額あたり400円の増額改定が必要であると考えております。改定の実施時期につきましては、来年の平成31年4月分から実施させていただきたいと考えております。

なお、消費税の増税改定につきましては、平成31年10月より現行の8%から10%に改定することが決定されておりますが、酒類と外食を除く飲食品には軽減税率を適用し、引き続き8%に据え置くことが検討されておりますので、今回の給食費改定におきまして、+2%は考慮しておりません。ただし、予定通り適用された場合におきましても、食材に係ります間接経費に対する税率は10%となり、物資の価格に影響が及ぶものと想定されますが、その程度については試算することができませんので、今改定には考慮はいたしておりません。施行後の状況によりまして、影響が明らかな場合は、この改定とは別に検討が必要になってくるかも知れないと考えております。

給食費改定における資料といたしまして、改定資料1～7までを添付しております。それぞれ概要をご説明させていただきます。

改定資料1の①をご覧ください。これまでの給食費改定状況を記載しております。平成4年、11年、26年に増額改定を実施しております。②では給食回数を記載しており、平成26年度から184回になりまして現在にいたっております。給食回数が1回増えますと、約1万人分として約250万円の食材費用が必要となります。③では平成29年度の支払延滞発生状況を記載しております。基幹物資につきましては大阪府の公益財団法人にお米代・パン代・牛乳代を支払っておりますが、金額が大きいことや学校から給食代が入金されるタイミングの関係で、給食会口座の銀行預金残高が足りないことがございまして、支払を少し待ってもらおうという4回程度の支払遅延が発生しております。④では消費税増税の動向を記載しております。現在の予定では平成31年10月1日から10%導入になりますが、同時にお酒・外食を除く食材料費につきましては軽減税率が適用されて8%ということがございます。

改定資料2の⑤では給食費内訳の推移を記載しております。牛乳代金は、平成26年度の51円60銭から平成30年度に56円10銭へ約5円値上がりしております。主食のパン・米飯代金は、平成26年度の51円79銭から平成30年度に53円17銭へ値上がりしております。これらの影響によりまして、主食であるパン・米飯や牛乳代金が上がったことで副食のおかずにかかる費用が減少してしまい、平成26年度には副食として131円44銭かけることができましたが、平成30年度には125円56銭と5円88銭減少しております。

改定資料3の⑥では平成26年度と平成29年度の主要食品や野菜の価格変動の比較を記載しており、食肉、魚介類、生鮮野菜と種別を問わず、さまざまな食材に価格の上昇が見られます。また、この夏の異常ともいえる酷暑や西日本豪雨の影響により、既に野菜の高騰がニュース等で報道されており、2学期以降の価格上昇も非常に危惧しているところでございます。⑥の野菜の価格変動の比較を見ますと、価格上昇率が上

向きであり、3年余りの間に大変上昇している状況であることがわかります。

改定資料4の⑦では主な献立における食材費の比較を記載しており、さきほど少し申しましたが、平成26年度と同じ献立を平成30年度に作った場合、いくら値上がりするのかということを実験的な献立を用いて比較し試算したものでございます。3パターンの献立で平成26年度と平成30年度を比較し、それぞれに要する費用を記載しております。右側には平成30年度献立の工夫等により、実際に要している費用を記載しております。いろいろな形で分量を減らしたり、何かを使用しなかったり、代替りのものを使用したりと工夫をいたしまして、平成26年度と同じような献立を試みているという状況でございます。また表の下部ですが、1食平均で平成26年度に237円73銭だったものが、平成30年度に同じ献立・同じ分量で作ろうとすると259円30銭かかり、その差額21円57銭が物価上昇による値上がりと考えております。この金額を今回の改定額の根拠といたしております。

改定資料5の⑧では物価変動（牛乳、主食、副食別価格状況）を記載させていただいております。⑨では高価格であり使用回数を減らしている食品を記載しております。関西地方、特に大阪では肉といえば牛肉を指すのが一般的でございますが、例えば牛肉のカレーを豚肉や鶏肉に変更し、肉じゃがや牛丼に豚肉を使用するなどの献立の工夫により、牛肉の使用は平成26年度年間17回から平成29年度年間8回へと激減しております。平成29年度は牛肉のカレーを1度も提供することができず、使用量も4,608kgから1,007kgと1/4以下となっております。その他にも、さしみチーズフライやイカリングフライ等の使用回数を大きく減らすことで対応いたしました。子ども達の大好きな人気メニューで代表的なものを記載させていただいておりますが、このようなかたちで乗り切ってきている状況でございます。

改定資料6及び6-1の⑩では近隣市の給食費改定状況を記載しております。平成30年度に河内長野市、高石市が値上げ改定を実施され、羽曳野市が平成31年度の改定を検討されています。

改定資料7の⑪ではセンターにおける食材調達等のこだわりとして、生鮮野菜・食肉は国内産を調達していることや手作り調理を心掛け、削り節や豚骨から出汁をとっていること等を記載しております。例えば、じゃがいもを切る機械もありますが、肉じゃがなどを作る際には調理員が一つ一つ手切りし、その形にも意味があると願いを込めながら作っております。⑫では給食内容の基本方針として、安全安心な給食の提供が極めて重要であり、引き続き食材の安全性や内容の適性を確保するための取り組みを行う等、記載しております。

なお、この「学校給食費改定(案)」につきましては6月下旬に給食組合の管理者であります國下市長、副管理者であります富宅市長への説明をさせていただき了承を得ております。また、7月11日に開催されました第2回給食会理事会におきまして、同様に改定(案)を提出しご説明させていただきました。改定額につきましては、やむを得ないとして了承を得ております。

また同理事会のなかで、給食回数については理事（校長）から「前回の値上げ時は回数を増やすことで保護者に説明したので、1回でも増やせないか」との要望がありました。他の理事（校長）へも意見を求めましたが、特に回数に対する意見はありませんでした。給食回数が1回増えますと約1万人分ですので約25

0万円の費用が掛かることとなります。今回の改定は、あくまでも平成26年度並みの給食内容にするためのギリギリの改定額であり、消費税増税の間接的な影響も考慮した場合、給食回数を現状通りとしたうえで改定したいと考えております。

給食費の改定にあたりましては、児童・生徒のご家庭に年間4,000円前後のご負担をおかけすることとなります。改定の経過や理由も含めまして、学校のご協力も得ながら、できるだけ早く文書等により丁寧に説明を行い、理解が得られるよう取組み、さらに気を引き締め、より一層、安心安全でおいしい給食を目指してまいりたいと考えております。

以上、学校給食費改定(案)についてご説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長

いろいろ詳細にわたって説明いただきました。資料3に示されておりますが、何か全般的なことやご質問やご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

平成26年度に中学校給食が始まってから5年が経過している現状を踏まえて、給食費の値上げは保護者にとって大変負担を強いることとなりますので、やはり十分な根拠や説明が必要であると思います。理事会の際に、値上げだけをするというのはインパクトが大きく、回数を1回でも増やすという取組みをこれまでも実施してきた経過があるとご意見・ご要望がございました。これにつきましては、前提として平成26年度の給食内容にするための値上げであり、それ以上のレベルを求めるものではなく、あくまでも同じレベルの献立を実施したいという考えです。余裕のある値上げではないことが前提にあり、できるだけ上げ幅は抑えるべきという考え方のもとに、回数を増やすことは難しいことがうかがえます。いかがでしょうか。

○教育委員

理事会の際にご意見をいただきましたが、現状をわかっておられる理事(校長)もおられ、食育の観点からも栄養のバランスが大事であるので、値上げに踏み切っていかなければならないということが理解されたのではないかと感じております。このように資料をたくさん添付し、説明していただけたというのが非常に大きいですし、これを基に学校は対応していくことになるので、もっといろいろなご意見が出て時間を要するかと懸念しておりましたが、今回の値上げの意義を理事(校長)に理解していただけたのではないかと考えております。

○教育委員

教育委員と同様のことを考えておりました。これまでも改定する際に給食回数増を実施してきた経緯がありますので、今回の理事会で回数増の要望がたくさん出なかったことは腑に落ちず、どうして理事(校長)は要望しなかったのかと思っております。いま教育委員が言われましたように、給食業務の現状をよくご理解していただいているからかも知れないですね。

少し意見を申し上げますと、以前から、朝ごはんを食べて来ない子どもや、夕飯も決められた時間に家族そろっていただくことが難しい子どももあり、食生活がおかしくなっていると感じております。栄養の問題もある中、給食の果たす役割は非常に大きい。最近はおおさら以前よりも厳しい状況にあると思います。今、説明していただきましたように、平成26年度から食材費を切り詰め、努力して工夫して、それでも改定するしかないという状況なら、きちんと改定の説明をしてご理解・納得をしていただくしかない。我慢をして、献立内容のレベルを落としたり回数を減らすという方法を使うべきではない。私は以前から、最低限の改定は数年ごとには必要だと思っており、今回ご説明を聞いてその意義を十分に理解できました。丁寧な説明を保護者にしていただき、改定を実施して、おいしい給食を提供して残菜の量も減ったという場面を作り、それを宣伝していただきたい。これから先も保護者や子ども達と一緒に、良い給食を作っていただきたいと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。他の方はよろしいでしょうか。

いまご意見いただきましたように、食育や給食の果たす役割を考えますと、学校運営やさまざまなご家庭の子どもさんがいる状況に対して、給食が大きな役割を果たしております。これは栄養の確保、心身の健全、学力にもつながる基礎になる部分であり、完全給食、安心安全でおいしい給食はやはり必要であると思っております。ただ、今ご指摘のありましたように残菜の問題は、値上げして残菜がどんどん出ているということではご理解いただけないかと思っております。それから、滞納の問題もあります。

学校や学校給食センターはじめ、給食に関係するすべての人が改めて、子ども達にとって本当に素晴らしい良い給食を作るという意識のもとに、安心安全でおいしい給食を引き続き実現するということを併せて、ここで確認させていただきたい。そのうえで理事会を通じて各学校等に十分伝えていただき、本件については提案の通り承認させていただいてよろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは、異議なしということで承認いたします。

続きまして、「(2) 報告事項」にまいります。報告第3号「平成30年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算について」事務局、説明をお願いします。

○給食課長代理

それでは、お手元の「平成30年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算書」をご覧ください。平成30

年6月8日に開催されました組合議会第1回臨時会におきまして、所要の予算の補正を上程し、議決されました。

表紙をお開きください。平成30年度当初予算の総額から歳入歳出それぞれ311万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6億6,103万3,000円とするものでございます。次ページ以降の主な補正内容としましては、歳入として両市からの分担金109万5,000円を減額し、平成29年度からの繰越金420万7,000円を増額するものでございます。歳出といたしましては、職員の昇格、異動等に伴います人件費として、総務費になりますが、300万8,000円、教育費といたしましては、10万4,000円の増額となっております。

以上、簡単ではございますが、平成30年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算の報告とさせていただきます。

○教育長

この件につきまして、過日の組合議会でご承認いただいているということでございます。内容は人件費関係という説明でした。ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは報告ということですので、次に進めさせていただきます。

続きまして、報告第4号「給食理事会役員及び各委員会委員の報告について」事務局、説明をお願いします。

○給食課長代理

それでは、お手元の資料5「平成30年度 藤井寺市柏原市学校給食会役員名簿」をご覧ください。給食会理事会の理事や会計、会計監査、並びに理事会のもとにございます5つの委員会に参加をしていただきます保護者代表の方々や校長先生、給食主任の先生のお名前を記載しております。この名簿の皆様方によりまして、現在、理事会や各委員会を進めております。以上でございます。

○教育長

いま名簿を見させていただきましたが、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは報告ということですので、次にまいらせていただきます。「(3) その他」でございます。

1点目「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について」ご意見を賜りたいと思います。資料6をご覧ください。ご承知のとおり、この報告は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、その規定により学識経験者の意見を付して議会に報告するものでございます。本日、内容をご確認いただき、次回11月28日開催の第3回定例教育委員会会議で学識経験者よりご意見を賜るということでございます。その後、2月開催予定の組合議会に報告させていただくという予定でございます。それでは資料6の3ページをご覧ください。(2)に「平成29年度施策一覧」というかたちで示されております。一覧表の節名称ごとに事務局より説明いただき、ご質問やご意見を賜りたいと思います。それでは事務局、説明をお願いします。

○給食課庶務係長

それでは、資料6「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書(案)」につきましてご説明させていただきます。

1ページに点検評価に関する報告書の法的なことを記載しております。2ページには「教育委員会の活動内容」といたしまして、「教育委員名簿」と「教育委員会会議の開催状況」を記載しております。次の3ページから4ページにつきましては、「2. 点検・評価の方法」としまして、(1)「対象施策の考え方」、(2)「平成29年度施策一覧」、この施策につきましてはさきほども申し上げましたが、学校給食組合の教育大綱に基づく施策の事業内容としております。(3)「実施方法」、この項目の最後のところに施策ごとに成果指標を設け、目指すべき成果を明確にしていると記載しておりますが、今回から数値よりも達成状況の段階を示す表現とさせていただきます。(4)「学識経験者の知見の活用」を記載しております。学識経験者にはさきほどご承認いただきました園田学園女子大学短期大学部准教授の眞木優子先生にお願いするものでございます。(2)「平成29年度施策一覧」に記載しております施策ごとの点検評価シートを次の5ページ以降につけております。

5ページからご説明させていただきます。「3. 平成29年度の施策の点検評価」、節名称(1)「安心安全で衛生的な学校給食」、主要施策1)「施設・設備の老朽化の対応」、施策名1「機械機器の整備」でございますが、平成29年度実績といたしまして、施設・設備の老朽化対策や給食施設として望まれる安全・安心な給食づくりのために優先度の高い事業を対象とし、施設・設備の改修、買替、修繕を実施いたしました。点検及び評価といたしまして、そのことにより喫緊の課題でありました衛生的な食缶の消毒保管の確保や洗浄ムラの発生を未然に防ぎ、衛生管理面で成果をあげることができました。またこれらの改修・買替につきましては学校の長期休業中に実施したため、給食は支障なく提供できております。しかし、まだ耐用年

数を超える厨房機器も存在いたしますので、状況を的確に把握し、買い替えをする必要があると考えております。平成30年度には、揚物機買替の費用を予算化いたしました。

続きまして6ページの施策名2「施設設備の整備」でございますが、平成29年度実績といたしまして、防水シート取替補修、高架水槽の通気口パッキン修繕、大型換気扇取替補修、ステンレス網設置修繕を実施いたしました。点検及び評価といたしまして、これらのことにより水道水のより一層の安全確保と、雨水浸入や羽毛侵入の危険性が排除されました。平成29年度に予定しておりました施設設備の補修につきましては完了いたしました。施設が老朽化しているため将来を展望した施設改修計画が必要であり、昨年度から管理市である藤井寺市関係部署と協議を開始いたしました。耐震問題や熱中症対策も含めて、今後検討していく必要があると考えております。

次に7ページの主要施策2)「学校給食の危機管理」、施策名1「緊急事態発生時の対策」でございますが、平成29年度実績といたしまして、学校給食の安全管理には万全な体制で臨んでおり、万が一の食中毒事故発生時の組合教育委員会の対応等を記載いたしました「学校給食の危機管理」マニュアルを定めております。未然防止策といたしまして、保健所による衛生監視、毎日の健康調査や月2回の検便検査、原則毎月1回の全員研修等を行っております。点検及び評価といたしまして、平成29年度の保健所の衛生監視では適切な管理ができていたという監視結果を得ております。また、食中毒の発生はございませんでした。

続きまして8ページの施策名2「異物混入時の対応」でございますが、平成29年度実績といたしまして、この教育委員会会議等で協議していただき作成いたしました「学校給食における異物混入対応マニュアル」に基づき対応するとともに、異物混入等事故記録を作成し、該当校と該当市教委に報告をしております。なお、喫食中止に至る事案はありませんでした。点検及び評価といたしまして、給食センターで混入したと考えられるものにつきましては、減少している点で少し改善していると考えておりますが、引き続き「異物混入ゼロ アゲイン」を目標に掲げ、児童生徒の安全安心の確保に、職員が一丸となって取り組む必要があると考えております。また、異物混入は学校での配膳過程におきまして発生することもございますので、配膳室の管理や正確な白衣・帽子の着用が大切であり、それぞれの分野で努力していくことが必要であると考えております。

次に9ページの主要施策3)「学校給食の衛生管理」、施策名1「調理従事者の衛生管理の研修」でございますが、平成29年度実績といたしまして、毎月末に1回全員研修を行い、注意事項等の啓発を行っており、夏期休業期間中の衛生研修では、時間をかけて器具を用いた手洗いの実践指導をいたしました。点検及び評価といたしまして、研修をすることにより意識の向上を図り、安心安全な給食が実施できました。今後も手洗い等の基本的な研修等を行っていく必要があると考えております。

続きまして10ページの施策名2「学校での衛生管理の情報交換」では、平成29年度実績といたしまして、小学校、中学校別に給食主任会を年に各5回ずつ行い、情報交換を実施いたしました。点検及び評価といたしまして、給食センターや各学校と情報を交換することにより、各学校の良い取り組み等を知ることができ、また粘り強い取り組みにより、学校でのエプロン、帽子等の着用が改善が見られました。

節名称(1)「安心安全で衛生的な学校給食」につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

昨年度の対象年度・平成28年度の点検・評価報告書につきまして、評価委員から指摘されたご意見等を踏まえ、平成29年度の実績として取り組んだと理解いたします。特に、何か大きく改善した点や、評価委員の指摘で新規に実施したこと、変更したこと等があれば挙げてください。

○給食課長

この分野につきましては、調理員への衛生管理の重要性を言われておりましたので、さらに強化する取り組みをいたしております。また異物混入につきましては継続事案として、ゼロになることは現実難しいかも知れないですが、限りなくゼロに近づけるように、目標として明確に「異物混入ゼロ」と掲げて、研修や会議等で常に啓発を行うように取り組んでおります。結果、平成28年度に比べて異物混入の件数が減少し、平成30年度に関しても平成29年度よりも減少してきていることから、引き続き取り組んでまいります。

○教育長

節名称(1)「安心安全で衛生的な学校給食」全体に関わって、何かご意見等ございますでしょうか。

最初の施設設備の分野では、本当に優先度・緊急度の高いものに優先順位を付けて喫緊の課題に対応するべく修繕・改善をしていただいておりますが、建物の年数も相当経っていることから、過日の組合議会でも議員からもご指摘いただいている状況でございます。耐震化の問題、老朽化の問題、夏場の調理員の熱中症の問題も本当に目の当たりにしております。両市での組合のため、2つの市で取り組んでいかなければならない課題であります。教育委員会が設置され、管理者から教育大綱を示された中に、こういった課題も含まれていると感じます。厳しい財政状況ではありますが、少しでも前へ進めていく必要があります、教育委員会としても一定の役割を果たしていくよう認識しなければならないと思っております。一挙にはまいりませんが、一つひとつ課題を解決していく方向で今後できるところから取り組んでいく必要があると考えております。

異物混入につきましてはゼロを目指し、異物の状況につきまして両市教育委員会事務局にも写真入りで対応状況をその都度、報告していただいております。そのような取り組みは、意識を高めることにつながると思っています。ただ、どの場所かということになりますと、センターか学校か判明しにくいケースもあり、それぞれの立場で十分、異物混入を防止するという意識を持って現実に取り組むことが大事であり、特にそれぞれの委員会等で課題に挙げ、学校は学校現場としてしっかり対応していただくことが必要だと思われました。

他に何か、よろしいでしょうか。それでは、次の節の説明をお願いします。

○給食課庶務係長

さきほどの続きの11ページからご説明させていただきます。

11ページの節名称(2)「保護者・学校・給食センターとの連携」、主要施策1)「食育の取組み」、施策名1「食に関する研修の充実」でございますが、平成29年度実績といたしまして、まず保護者との連携ではPTAの給食試食会時に、食の大切さについて啓発をしております。表には平成29年度に実施しました学校数を記載しております。学校との連携といたしまして、児童の給食センター見学時に栄養士による食育を実施しております。表には給食センターに見学に来た学校数を記載しております。また、小・中学校それぞれの給食主任会におきましては、各学校の食育の取組みについての情報交換を行いました。PTA給食試食会と児童の給食センター見学のそれぞれの詳細につきましては、22ページに記載しておりますのでそちらをご覧ください。実施日や学校名などを記入した詳細を載せております。さきほどの11ページに戻っていただきまして、点検及び評価といたしまして、PTAの試食会では給食により一層関心を持ってもらうことができ、家庭での食事の重要性について改めて考える機会となっております。給食主任会では他校の取組み等を知ることにより、自校の食育をより充実したものにしておくことができいております。

続きまして12ページ・13ページの施策名2「学校給食の年間指導目標」でございますが、平成29年度実績といたしまして、食に関する指導計画を作成し、学校からの申し込みを受けました。小学校では栄養教諭の食に関する指導計画をもとに、食に関する指導を実施いたしました。中学校では「レシピにチャレンジ」を実施し、応募された献立から一部を給食の献立として採用いたしました。次のページの点検及び評価といたしまして、学校によって実施にばらつきはありますが、多くの学校で食に関する指導を行うことができました。中学校は7校が参加し、691献立が集まりました。95献立を選び、その中から栄養のバランス、実際に給食として提供できる内容か、どのような考えで献立を作成したかなどを栄養士が総合的に判断して、18献立を給食の献立として採り入れました。今後も食に関する指導を行ってまいります。

続きまして14ページ・15ページの施策名3「献立の年間計画」でございますが、平成29年度実績といたしまして、献立のねらい等を記載しました「献立の年間計画(案)」を策定し、給食主任会で承認を得て実施しております。また毎年4校をピックアップして残菜調査を実施しております。次のページの点検及び評価といたしまして、日本の郷土料理や世界の料理では、馴染みのない食材などが食べられると好評であった反面、食べ慣れないので食べづらいという意見もございました。また、新しい行事食としてハロウィンとバレンタインデーを採り入れたところ好評でした。今後も「献立の年間計画」を策定し、それに基づいた献立を作成してまいります。また昨年度の点検評価を受け、評価委員からご意見いただきまして、残菜調査の結果がより正確なものになるように調査方法の改善を行うと共に、平成30年度の給食主任会で残菜を減らす工夫について課題として取り上げております。さらにご飯と牛乳の残菜調査につきましても検討が必要であると考えております。

続きまして16ページの施策名4「地場産物の活用の推進」は昨年度の評価内容を踏まえ、新たに点検項目として加えております。平成29年度実績といたしまして、給食献立への地場産物の活用と、平成30年度予算に地場産物の調達費用として約60万円を措置いたしました。点検及び評価といたしまして、これま

で保護者負担の給食費で購入しておりました地場産物を、行政が負担することにより、その分を他の食材の購入費用に充てることのできるため、より一層の献立内容の充実が期待され、今後も行政が負担して購入する地場産物の種類と予算を拡充していくことが必要であると考えております。

次に17ページの主要施策2)「アレルギーの対応」、施策名1「学校給食における食物アレルギーに関する取組み」でございますが、平成29年度実績といたしまして、文部科学省の指針に則った対応といたしまして、学校生活管理指導表の提出を必須とすることを決定いたしました。なお、「学校給食会給食事務取扱規程」により、給食から原因食品を除去する場合に留意することを挙げており、それに基づいて対応しております。また食物アレルギー児童生徒の増加に伴い、事故防止・対応強化に努めるため、平成30年度に給食組合としまして初めて管理栄養士の資格を有する職員を採用することといたしました。点検及び評価といたしまして、現状の給食センターの施設では除去食や代替食を作る対応ができません。安全性確保のためには原因食品の完全除去対応が望ましいですが、そのようにしますと、食物アレルギーの程度に関わらず提供しないことになり、保護者の理解が得にくくなる場合もあり課題も多いと考えております。さらに平成30年度に採用いたしました管理栄養士を中心に、食物アレルギー対応の強化に努めるとともに、学校間での取り扱いに差があります食物アレルギー対応について、対応の統一化を図るべく、対応マニュアルの作成を目指しております。

続きまして18ページの施策名2「児童・生徒への細やかな指導と情報提供」でございますが、平成29年度実績といたしまして、食物アレルギーのある児童生徒に関しては、学校からの要請により、保護者、学校の管理職、クラス担任、養護教諭、給食センターの栄養士等による個別の食物アレルギー相談を実施しております。その面談の結果、必要な児童生徒には詳しい食品成分を記載したアレルギー用献立表を電子媒体で学校に送信し、学校から該当する児童生徒の保護者にも送付しております。相談件数とアレルギー用献立表送付人数はそちらに表にしております。点検及び評価といたしまして、保護者からは詳しい食品成分を記載したアレルギー献立表により、安心して給食を食べることができていると評価されております。ただ年々アレルギーの原因物資が増えており、またなんらかの食物アレルギーを持つ児童・生徒が増加していることから、今後の対応についてはさらなる検討が必要になります。

節名称(2)「保護者・学校・給食センターとの連携」につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長

節名称(2)「保護者・学校・給食センターとの連携」に関する事業ということで、実績並びに点検評価につきましてご説明いただきました。全般を通して何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

食育ということで、保護者の理解・協力を得るために見学、説明会、講演会、試食会等のさまざまな取組みを実施し、また子ども達の関心を高めるために献立の工夫等いろいろ取り組んでおられるということでした。特に気を付けなければならないことは食物アレルギーの問題であり、完全除去食はこのセンターでは対

応不可能というのが現実で、アナフィラキシーショックが起こらないよう、それぞれでの場面で本当に充分過ぎるほどの慎重な対応を心掛けていただくことが必要かと思っております。これらのことを踏まえて、新しい職員を採用し、食物アレルギーの対応強化にあたるということも説明していただきました。

よろしいでしょうか。それでは、次の節の説明をお願いします。

○給食課庶務係長

さきほどの続きで19ページの節名称(3)「学校給食費の滞納問題」、主要施策1)「滞納給食費の対応と対策」、施策名1「滞納保護者との対応」でございますが、平成29年度実績といたしまして、学校で徴収できなかった給食費は「学校給食費滞納対策事務実施要項」に基づき学校給食会に移管され、滞納繰越金は記載しております表の通りでございます。また、平成30年度新入生の保護者への入学説明会では、学校給食の概要及び給食費についてのリーフレットを配布し、給食費を滞納しないようご理解とご協力をお願いいたしました。点検及び評価といたしまして、昨年度に再整備しました台帳に加え、滞納保護者宅への訪問履歴や支払督促の経過表等の資料、対象保護者への対応マニュアルを充実させることができました。

続きまして20ページの施策名2「滞納給食費の回収と対策」でございますが、平成29年度実績といたしまして、組合教育委員会といたしましては、各学校から提出された書類を児童生徒ごとに整理のうえ、催告及び再催告書を63名の保護者に延べ269件送付し、少しでも滞納給食費が回収できるよう取り組みました。また法的措置の対象となりうる学校給食費滞納保護者に対しまして、29世帯、計37回の自宅訪問を実施いたしました。自宅訪問を実施いたしましたことにより、一定の成果があり9件で実際に返済がございました。点検及び評価といたしまして、現在、給食費は私会計で処理しておりますが、各市町村の全国的な動向からも公会計により、給食費を公金として取扱ったうえで滞納対策について取り組む必要がございます。組合管理者、副管理者、両市教育委員会を含む関係団体等と協議をいたしまして、給食費の公会計化の検討を進めなければならないと考えておりますが、給食費徴収システム導入等に多額の費用がかかることから課題も多いと思われま。

続きまして21ページの施策名3「訴訟裁判に向けての対応」でございますが、平成29年度実績といたしまして、度重なる措置をもってしても支払の意向が見られなかった8世帯につきまして、簡易裁判所に支払督促の申立による法的措置を実施いたしました。うち3世帯は期限までに申立額全額の入金があり、取り下げ等を行っております。うち1世帯は分割払いを希望する旨の異議申立があり、訴訟に移行し、分割納付による和解が成立しております。残りの4世帯は仮執行宣言申立により債務名義を取得し、債権が確定しております。点検及び評価といたしまして、債権が確定した保護者に対する対応といたしまして、再度、返済の意思確認等を実施し、支払の意思がない場合は強制執行による債権の回収を検討する必要があると考えております。また平成30年度の法的措置対象者の選定につきましては、公平公正が原則ではありますが、学校給食費の滞納の状況、対策等を総合的に勘案したうえで具体的な検討と整理が必要であると考えております。

節名称（3）「学校給食費の滞納問題」につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

節名称（3）「学校給食費の滞納問題」に関する事業ということで、説明いただきました。以前からの課題でございます。

中学校給食を実施するのは大変素晴らしいことですが、併せてこの問題が発生することもあらかじめ想定しておりましたが、想定通りの滞納発生という現状もあり、なかなか放置できません。いろいろと検討した結果、この方法が出来得る中での一つのベターな方法だろうと進めてまいりました。ただいま平成29年度の現状を説明いただきましたが、いわゆる強制執行は「抑止力」という意味であり、決して強制執行をすることが目的ではございません。しかし滞納保護者に対して、何も措置を講じないということは不公平であるので、抑止的な効果を図り、給食費を払っていただくことにつなげたいと思っております。8世帯のうち3世帯については入金があり、1件は異議申立があり分割納付による和解が成立、残り4世帯がまだ対応がなく、強制執行に移るか否かということですが、基本的には実施することが必要であると考えております。

これらの問題も実際に法的措置を実施しながら見通しが立ってきており、弁護士費用や裁判にかかる費用については費用対効果も考慮せざるを得ない状況であり、税金を使って取り組むことでございますので回収の目途がないのに費用をかけるというのは議論を要するところです。このようにさまざまなことを勘案しながら進めていただいたのが現状であり、強制執行するか否かということは最終的に検討してまいります。また藤井寺市の顧問弁護士と連携して、本組合教育委員会の実態もご理解していただいたうえで進めてきております。

何かこの件でご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは、今ご説明いただいた内容で次回11月28日開催の第3回教育委員会会議において、評価委員のご意見をいただき、ご指導賜ることになります。

最後の案件「学校給食費の滞納対策について」事務局、説明をお願いします。

○給食課副主査

それでは学校給食費の滞納対策についてご説明させていただきます。給食費滞納・納入年度別一覧表をご覧ください。

滞納給食費につきましては、学校給食費滞納対策事務実施要項に基づき、各学校におきましては滞納保護

者に対して納付を求める努力をされておられます。また、移管された債権につきましては、学校給食会の事務局である給食組合教育委員会が回収に努めておりますが、回収額を上回る速度で滞納額が増加しております。単年度の滞納発生額は、平成29年度が864,794円で、平成28年度の687,875円と比較しまして176,919円増加しております。過年度分を含む回収額につきましては、平成28年度の347,001円に対しまして、平成29年度は、法的措置の実施により回収いたしました157,736円を含めた626,058円となっております。これらの結果としまして、法的措置を実施して一部を回収したにもかかわらず、滞納繰越額は、平成29年度末には、平成28年度末の3,037,007円から238,736円増加いたしました3,275,743円となっております。

また、7月2日に開催されました給食費対策委員会におきまして、要項に定められている学校におきます取り組みで、納入期限までに納入がないときには、管理職等による保護者との面談や電話及び家庭訪問等による納入勧奨を実施するという取り組みに対しまして、滞納額が少ない段階で、積極的に働きかけ、大きな滞納額とならないようなアプローチが大切であるとの意見が出されました。また、各学校での督促文書等に温度差が見られることから、文書を統一してはどうかとの意見も出されております。今後、各学校での取り組み内容を含め、情報収集するなどし、協議検討する必要があると考えておりますが、現時点では、給食会事務局に移管するまでの間、学校におきましては、様々な家庭の実情や教育的配慮も踏まえて、積極的な回収に向けて働きかけをお願いしております。給食会事務局におきましても、納入期限までに納入がないときは、電話や自宅訪問による納入指導を随時実施し、積極的な回収に向けて働きかけをしてまいりたいと考えておまして、法的措置の継続も含め、滞納抑制の取り組みは、より一層必要であると考えております。

続きまして、裏面の「平成29年度学校給食費の滞納に係る法的措置の進捗状況」をご覧ください。平成29年度、給食費の滞納対策としまして、滞納保護者に対し、簡易裁判所への支払督促申立による法的措置を実施するという大きな第1歩を踏み出しました。対象者は公平、公正であることを原則としておりますが、現実的に回収が困難な状況にある場合は、可能な状況になった時点で実施するとし、次に掲げております①～⑦の各号をすべて満たす保護者を対象者といたしました。また、法的措置の実施にあたっては、専門の知識と実効性が必要であることから、弁護士と委任契約を締結し行っております。申立の内容ですが、平成29年12月5日に羽曳野簡易裁判所に8件の申立てを行いました。うち、在校生の保護者が7件でございます。申立後の状況ですが、期限までに全額支払いがあり、取下げ等を行った件数は3件でございます。さらに、1件は分割支払いを希望する旨の異議申立てがあり、訴訟に移行しましたが、訴えの変更申立てを行い、平成30年2月23日の第1回口頭弁論におきまして、分割納付による和解が成立しております。残りの4件につきましても仮執行宣言申立により債務名義を取得し、債権が確定しております。この4件につきましては、仮執行宣言申立て前2件と、債務名義取得後2件に対しまして、弁護士名で通知文書を送付しておりますが、1件は連絡がございましたが、その後途絶えており、残りの3件は反応がない状況でございます。今後の方針としましては、現在就学援助をうけている1件を除く3件について、再度自宅訪問を実施し、法的措置の経過説明を行う予定でございます。その際に、生活状況、確定している債権への認識、分割を含

めた返済の意思などの確認をいたします。その状況を十分に勘案のうえ、支払いの意思が見られない場合には、強制執行によります債権の回収を検討しております。

続きまして、裏面の「平成30年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等(案)」をご覧ください。今年度の法的措置の実施基準等につきましても、学校給食費の滞納の状況、対策等を総合的に勘案し、原則として「平成29年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等」に基づき実施を考えております。法的措置の対象者は支払い状況等により日々変化しますが、4～5件となる見込みでございます。平成29年度から比べますと対象者は減る見込みですが、滞納総額が減っているわけではございませんので、滞納抑制の取り組みを継続し、適正な給食運営を図っていきたくと考えております。

なお、ご説明させていただきました平成29年度の法的措置の取り組みにつきましては、給食組合のホームページに掲載し啓発を行うことで、給食費滞納の抑止を図りたいと考えております。

以上、学校給食費滞納対策についてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○教育長

滞納保護者への給食費の回収につきましては、事務局が大変ご苦労していただいていると感じました。今、説明がございましたが、さきほどの点検評価の最後の部分と重なりますが、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

資料7を見ますと、藤井寺市と柏原市では藤井寺市の方が滞納額が大変多い状況でございます。私共、藤井寺市としては本当に申し訳なく思うところでございます。統一した関わりを必ず進めていくための前提として給食をみんなで守り、維持・発展させ、子ども達や家庭にとって素晴らしいものであることを基本認識にして滞納問題についても取り組んでいく必要があると思っております。学校と給食センターで歩調をそろえて取組み、今後とも粘り強く進めてまいりたいと考えております。

平成30年度法的措置については、「平成29年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準」を基本にして取り組むということでしたが、その点については特によろしいでしょうか。

それでは全般にわたり、委員の皆様方ご発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

内容がたくさんありましたが、円滑な審議にご協力いただきましてありがとうございます。以上で、本日予定の案件がすべて終了いたしました。これをもって第2回定例教育委員会会議を終了させていただきます。

会議事項が終了したので、閉会する。

午前11時50分